

超高齢化と社会インフラの変革

長寿社会開発センター理事 河村 博江

超高齢化が進む中、健康づくりや社会参加機会の拡大が強調される一方で、2025年を目途に予防、医療、介護を中心とする地域包括ケア体制の整備が始まり、互助も含めた多様な生活支援サービス体制を構築するための地域総合事業も来年までに全国で着手すべきとされ、多くの先進事例も報告されている。

これに対して、現実には人手など社会資源不足等からそう簡単に整備が進むとはとても思えないという声や、新総合事業では地域格差の拡大等を懸念する声も耳にする。着手の仕方がわからず模様眺めをしている市町村も多い。

医療や介護にとどまらず、雇用や住宅、移動手段等の各種社会インフラを人生90年時代に合うよう変革するのは、明るい長寿社会を築くために必要不可欠であり、たとえ時間がかかっても様々な困難を乗り越えて実現すべきである。

かつて厚生省（当時）が厚生年金の支給開始年齢を65才に引き上げる政策を公表したのは昭和55年のことであり、密接に関連する雇用分野の条件は全く整っていない時期であった。その後、曲折を経て、平成6年と平成12年の二度の法律改正により、定額部分については平成13年から、また、報酬比例部分については平成25年から、段階的な

引き上げが始まった。こうした動きと合わせて雇用政策も進展していった。困難であっても、また、時間がかかっても必ずやり遂げようとする厚生省の姿勢を、A新聞の編集委員は「省意」と題する記事にした。

欧州では、英国、ドイツ、オランダ、デンマークなど2020年代を目途に年金の支給開始年齢を67才、68才へ引き上げる予定の国が増えている。また、介護の分野においても、従来型の公助から、自助、互助との組み合わせの色彩を強める国が増えている。

我が国よりも高齢化率が低く、高齢者の雇用率も低い国々において高い支給開始年齢の引き上げが合意されるのはなぜか。長い時間をかけて年金以外にも福祉等の厚みを作ってきたからなのか、あるいは、高い消費税率や社会保障負担の重さを実感してこれ以上の負担増には応じ難いと思う人が多いからなのか。

世界に冠たる日本の年金、医療、介護保険制度も、他の社会インフラと同様、超高齢化に対応した変革が必要である。諸外国との違いは、高齢化の速度と到達点の高さ以外では、就労意欲、生活を支える互助や基盤となる住宅の厚み、統合ケアの定着度合等ではないだろうか。変革の時間的余裕は徐々に少なくなりつつあるが、日本なら明るい長寿社会づくりができると思うと強く信じたい。

◇ PROFILE 河村 博江（かわむら・ひろしみ）

1972年厚生省（現厚生労働省）に入省。大臣官房政策課企画官（老人保健福祉部担当）、社会局生活課長、社会・援護局地域福祉課長、年金局企画課長、大臣官房人事課長、保健医療局国立病院部長、社会・援護局長を歴任し、2003年退官。2004年独立行政法人国立病院機構副理事長を経て、2012年より一般財団法人長寿社会開発センター理事長。ダイヤ高齢社会研究財団理事。